

令和8年度北海道立帯広美術館オンラインアート教室 実施要領

1 目的

北海道立帯広美術館の教育機能や所蔵品を活用し、美術館と学校等をオンラインで結び、学芸員が美術作品の鑑賞の手ほどきや美術館に関する講義を行い、美術作品にふれる機会の少ない地域等における鑑賞機会の充実や、児童・生徒等の美術作品への理解促進、さらに社会教育機関としての美術館の役割や機能に対する関心を深める。

2 実施期日及び実施内容

別紙「令和8年度 帯広美術館オンラインアート教室プログラム」に基づき「アートカード」、「展覧会」、「コレクション」、「美術館探検」を題材とし、申込みに応じて実施する。

なお、開催中の展覧会をテーマに講義を行う場合、配信できる日程や内容を調整する場合がある。また、当館の休館日（月曜日。ただし月曜日が祝日又は振替休日の場合は火曜日）は原則実施しない。

3 実施対象

- (1) 十勝、釧路、根室及びオホーツク管内の公立学校、市町村教育委員会及び道立社会教育施設が実施する事業等
- (2) 上記(1)以外の管内又は任意団体等から要望があった場合は、協議の上、実施対象とする。

4 実施方法

- (1) 講義時間
原則、1講義 45分程度
- (2) 講義方法
Z o o mによるオンライン講義

5 申込方法

- (1) 実施を希望する場合は、別紙様式「令和8年度北海道立帯広美術館オンラインアート教室申込書」により、メール又はF A Xで期日までに申し込むこと。
- (2) 申込先
北海道立帯広美術館
E-mail : oibi.11@pref.hokkaido.lg.jp
F A X 0155-22-4233
- (3) 申込期日
原則、実施希望日の2ヶ月前末日までに申し込むこと。（年度当初はその限りではない。）

6 実施決定

実施希望日の前月までに、申し込みについて取りまとめの上、内容等を調整して実施可

能な団体について決定し通知する。

ただし、調整の結果実施できない場合があるので、留意すること。

7 経費

- (1) 「授業目的公衆送信補償金規定」(R2 文化庁認可)により、受講側で補償金の支払いが必要となるので、留意すること。
- (2) 通信費等は受講側が負担すること。
- (3) 受講側は、設備環境を確認のうえ通信機器等の貸与が必要となる場合や、アートカードの貸出を希望する場合に、輸送費の負担が生じる場合があること。

8 その他

- (1) 受講者側は、Z o o mによるオンライン講義が可能な環境(プロジェクターやスクリーン、タブレットPC等、講義を受信できる環境)を準備すること。
- (2) 実施にあたっては、配信側と受講側の双方で通信状況の確認やリハーサルも含め事前に十分調整を行うこと。